

令和8年3月5日

株主（会員）の皆様へ

北九州市小倉南区西貫 2-1-1

株式会社小倉カンツリー倶楽部

代表取締役 安木 功

1 はじめに

令和8年3月2日付けて、株式会社データ・マックスの NetIB-NEWS に当社に関する記事が掲載されておりますが（<https://www.data-max.co.jp/article/83417>）、当社としての見解を申し述べたいと思います。

2 「除名の発端はクラブ選手権でのトラブル」との点について

除名の発端となったクラブ選手権での出来事がどのようなものであったか、除名処分の有効性については、現在、福岡地方裁判所小倉支部に訴訟手続が係属しておりますので、その内容の詳細は差し控えますが、同記事にも記載してあり、仮処分（訴訟前の仮の判断）の段階では、除名処分には理由があるとして、仮処分は却下されております。

3 「特定業者への発注集中と随意契約の実態」との点について

そもそも当社は、行政機関ではございませんので、特定業者への発注集中と随意契約との点の何が問題であるのか、理解に苦しむところですが、クラブハウスやコース管理棟は築64年で老朽化が進み、雨漏りや外壁の損傷、水道管破裂など問題が多発しております。

当社には、長年にわたって、一貫して設備の改修を検討・企画立案・実施する部署がなく、適時・適切な改修が行われておりませんでした。営繕部を設けて、同社に対して一括委託することで、適時・適切な改修が可能となりました。また、

逐次、別々に発注等する場合に比べて経費削減の効果もございます。

なお、同記事には、具体的な工事内容と金額が記載されておりますが、同情報の元となった資料は、一株主（元会員）が、当社従業員に執拗に働きかけ、不正に入手されたものであることが確認されており、同元会員については、除名処分を行っております。

4 「人事対応と内部統制への疑念」との点について

当社においては、代表取締役を含め非常勤であったため、従前、内部統制が行き届かず、一部、従業員が、従業員限りの判断において重要な決定を行っていたことがございました。

当社としては、内部統制強化のため、その必要性から配置転換等の必要な措置を講じております。

5 「帳簿開示請求訴訟と決算の不透明さ」との点について

会計帳簿開示請求についても、現在、福岡地方裁判所小倉支部に訴訟手続が係属しておりますので、その内容の詳細は差し控えますが、開示を求められている会計帳簿の内容は、前記3のとおり、既に同記事にも記載されているものであり、当社としては、訴訟手続において、会計帳簿の開示を求める必要性は乏しいものと考えています。

6 さいごに

当社においては、長年にわたって、経営陣が社内にいる時間が短く、実質的に、一部の従業員が経営を担っている状態が続いて参りました。

現在の経営陣は、なるべく社内にいるようにして、経費削減に努めつつ、皆様により一層ゴルフを楽しんでいただけるような施策をして参りたいと考えております。

当社としては、会員の皆様に健全なゴルフスポーツを通じて、厚生と親睦をはかっていただければと切に願うものであります。

以上